

～医療未収金等債権回収業務委託について～

済生会高岡病院では、一定期間を経過してもお支払いのない医療未収金等の債権について、病院収益の安定化のため、また、お支払いいただいている他の患者さんとの公平性を保つために、令和5年2月1日より、下記のとおり「弁護士法人 ライズ綜合法律事務所」に債権回収の業務委託を行うことになりました。

業務委託した債権につきましては、「弁護士法人 ライズ綜合法律事務所」が窓口となり、お支払いに関するご連絡、ご相談および集金等の各業務を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。（お支払いいただけない患者さまにつきましては「弁護士法人ライズ綜合法律事務所」からご連絡させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。）

対象者

済生会高岡病院の診療費等の滞納者（債務者）及び連帯保証人等

業務委託先

名 称：弁護士法人ライズ綜合法律事務所

所在地：東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア 12階

業務委託内容

- 債務者等に対する文書及び電話による催告
- 支払方法等の相談業務
- 当該債権の調査、管理、回収業務
- 当該債権の弁済金の受領
- 当該債権に係る訴訟、民事執行手続等の法的回収
- その他 上記業務に付随する一切の業務

病 院 長